

## 尾張旭市地域クラブ活動実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、参加者が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動に親しめる機会を確保し、必要な資質、能力等を育てることを目的として、尾張旭市教育委員会（以下「事務局」という。）が主体となって実施する休日地域クラブ（以下「地域クラブ」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (運営主体)

第2条 地域クラブの運営事務局は、学校教育課とする。

### (活動種目及び地域クラブの編成)

第3条 地域クラブの活動は、指導者が3名以上登録され、活動体制が構築された種目から順次実施する。

2 地域クラブの編成は、原則として「市単位」で1種目1クラブとする。ただし、種目の特性や参加者数が多い等の事情がある場合は、学校単位数を上限とするなど、事務局が柔軟に実施方法を別途決定することができる。

### (対象者)

第4条 地域クラブに参加できる対象者は、市内中学校に通う中学生又は市内に住所を有する中学生とし、自主的・自発的意思による参加を基本とする。

### (活動日及び時間)

第5条 地域クラブの活動日は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（長期休業期間中を含む）とする。

2 活動時間は、1日3時間程度以内とし、月4回程度（年間45回程度）実施するものとする。

3 参加者の心身の健康維持及び家庭生活等との両立を図るため、土日のいずれか1日は休養日とし、連休の場合も同様とする。

4 以下の期間は活動不可日とし、地域クラブの活動は行わない。

(1) 毎年8月10日から8月16日まで

(2) 毎年12月28日から1月4日まで

### (活動場所)

第6条 活動場所は、原則として市内中学校の施設（運動場、体育館、武道場、テニスコート、音楽室等）とする。

### (参加費等)

第7条 地域クラブの運営にあたり参加者から参加費を徴収する。

2 尾張旭市の就学援助制度の認定を受けている世帯に対しては、参加費の支

援等を行う。

3 前2項に定めるもののほか、参加費や諸経費の金額、納付方法等に関する詳細は別に定める。

(指導者の配置及び待遇)

第8条 地域クラブには、参加者の安全安心及び適正な指導を確保するため、指導者を配置するものとする。

2 指導者の要件、配置基準、待遇及び服務等の詳細については別に定める。

(安全管理及び保険)

第9条 事務局は、地域クラブの活動における負傷又は事故に備え、参加者及び指導者を対象とする保険に加入するものとする。

2 前項に定めるもののほか、安全管理に関する具体的な事項は別に定める。

(大会への参加)

第10条 地域クラブは、大会主催団体の規定及び大会規定が認める場合は、地域クラブの名称をもって大会に参加することができる。

(委任)

第11条 本要綱に定めるもののほか、地域クラブの運営に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

本要綱は、令和8年9月1日から施行する。